

7 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和 8 年 7 月 22 日（水）
開催時間	午前 10 時 00 分
開催場所	市役所本館 6 階 大会議室
出席委員	浦 上 教育長 水 野 教育長職務代理者 藤 井 委員 近 田 委員 澤 田 委員
出席職員	太田副教育長・塚本教育監・川添次長・辰己次長兼教育施設課長・牧野教育政策課長・山本学校教育推進課長・堂國人権教育課長・内藤学務給食課長・辻本教育センター所長・永澤生涯学習課長・山本桂青少年会館長・宮田安中青少年会館長・川口参事・大本教育政策課長補佐

1 { 1 月臨時会議録の承認 }

【浦上教育長】 皆さん、おはようございます。7 月定例教育委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録署名委員に、水野委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数を満たしているため、成立していることをご報告いたします。

それでは、次第の 1、1 月臨時教育委員会会議の議事録の承認につきまして、審議をいたします。

委員の皆様、何か質疑等ございますか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、1 月臨時会会議録につきましては承認と決しました。

2 { 3 月臨時会議録の承認 }

【浦上教育長】 それでは、次第の 2、3 月臨時会議録の承認について審議いたします。委員のみなさま、何か質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、3 月臨時会議録について承認と決しました。

3 { 6 月定例会議録の承認 }

【浦上教育長】 それでは、次第の 3、6 月定例会議録の承認について審議いたします。委員のみなさま、何か質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、6月定例会議録について承認と決しました。

4 {教育長及び教育委員の報告}

【浦上教育長】 それでは、次第の4、教育長及び教育委員の報告に移ります。
まず、教育長報告ですが、お手元の配付の資料のとおりです。

6月19日（金）	定例会教育委員協議会
〃	定例会教育委員会
〃	校長目標設定面談（2日目）
6月20日（土）	大阪府在日外国人教育研究協議会第34回研究集会中河内大会 （東大阪市文化創造館）
6月21日（日）	令和8年度八尾市ボランティア教育振興会総会並びに ボランティア活動発表会（青少年センター）
6月22日（月）	文教常任委員会・予算決算常任委員会
〃	うらさんの部屋①
6月23日（火）	校長目標設定面談（3日目）
6月24日（水）	校長目標設定面談（4日目）
6月25日（木）	校長目標設定面談（5日目）
6月26日（金）	校長目標設定面談（6日目）
6月29日（月）	校長目標設定面談（7日目）
6月30日（火）	予算決算常任委員会（全体会）
7月1日（水）	社会を明るくする運動（西山本小学校）
〃	部長会
〃	予算決算常任委員会（全体会）
7月3日（金）	本会議（2日目）
〃	大阪府都市教育長協議会7月定例会（アウィーナ大阪）
7月4日（土）	吉田田タカシトークショー（久宝寺まちなみセンター）
〃	市長表敬（大阪八尾ソフトボールチーム）
〃	第12回八尾市文化連盟祭り（生涯学習センター）
〃	第56回八尾美術展表彰式（生涯学習センター）
〃	BBS会総会（八尾市文化会館）
7月6日（月）	大阪府立八尾支援学校視察
7月7日（火）	青少年健全育成八尾市民会議総会（青少年センター）
7月8日（水）	交通事故をなくす運動八尾推進本部会議総会
7月9日（木）	うらさんの部屋②
7月10日（金）	中核市教育長会第1回総会・研修会（都市センターホテル）
7月11日（土）	第32回熱と光を！中学生フォーラム（エル・おおさか）
7月12日（日）	ほっぷリニューアルイベント（生涯学習センター）

7月 13日（月）	八尾市防犯協議会第70回総会
〃	第1回社会教育委員会議（青少年センター）
7月 15日（水）	定例教育委員協議会
7月 17日（金）	八尾警察署落成式
7月 19日（日）	第38回八尾市吹奏楽フェスティバル（八尾市文化会館）
〃	市こ連つな引き大会（八尾市立総合体育館）

【浦上教育長】 まず、教育長報告ですが、お手元の配布の資料の通りでございますので、ご確認をお願いいたします。

7月6日（月）に大阪府立八尾支援学校を視察してまいりました。後ほどの請願にも関係しますので、随時報告もさせていただきます。

それから7月12日（日）にほっぷのリニューアルイベントが、生涯学習センターで実施されました。特に0歳から18歳までの子どもに関わり、相談を縦軸ではなく横軸で繋がりを持たせるということで、ほっぷの中に全て網羅されているという施設になっております。そのイベントには、相当な数の親子が参加されていたので、報告しておきます。

それから最後ですが、7月17日（金）、八尾警察署の落成式に行ってまいりました。昔から八尾高校の横にあった八尾警察署が老朽化しておりまして、ようやく府民センターの横に新築の立派な警察署ができました。そこで式典に参加し、館内もすべて見せてもらいましたが、本当に充実した施設だなと思います。特に建物の前に広い駐車場があり、20台以上の車が停められるというような施設でございました。一応紹介だけしておきました。

では、委員のみなさまから、この間の活動状況について何かありましたら、ご報告いただければと思います。水野委員どうぞ。

【水野委員】 6月25日（木）、市町村教育委員研究協議会にオンラインで参加いたしました。テーマは部活動の地域展開です。地域移行ではなく地域展開になったということで、事前に文科省の施策説明をYouTubeで聴いた後、分科会が3時間ぐらいありました。宇都宮市、前橋市、調布市、神奈川県秦野市、八尾市、奈良市が同じグループで参加いたしました。

部活動の地域展開というのは、市の状況が非常に色濃く反映されながら展開されていて、例えば調布市というのは有名なサッカーチームがありますし、大学もたくさんありますし、ちょっと中々それをそのままというのは難しいと感じました。前橋や宇都宮はコンパクトシティ的な感じがすごくして、市によってさまざまだと思いました。そういった意味で、中々他の市のやり方をそのまま真似するというのは難しいと思いましたが、八尾市も今、計画等練っていただいているということで、八尾に合った地域展開の仕方がやっぱり大事なかなと思いました。

それから6月30日（火）、翠翔高校の「ほっとS」に行ってまいりました。学生ボランティアの状況の視察ということで、そんなに長い時間いみせんでしたが、朝から子どもたちも来ていて、色々ワーク体験のようなことや、少し勉強もしている子もいながらという様子でした。その後、学生ボランティアについては私の方でフォローアップということでやっております。以上2点報告させていただきます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようですので、次に進ませていただきます。

5 {議案審議}

【浦上教育長】 それでは、次第の5、議案審議に入らせていただきます。
請願第1号「府立知的障がい支援学校新設と府立八尾支援学校の改築に係る要望についての請願の件」について、審議いたします。

太田副教育長、牧野教育政策課長、大本教育政策課長補佐は前の席へどうぞ。

【浦上教育長】 請願第1号「府立知的障がい支援学校新設と府立八尾支援学校の改築に係る要望についての請願の件」について、審議いたします。それでは、先に請願の取扱いについて、お諮りさせていただきます。

令和8年6月26日に提出されましたこの請願第1号につきましては、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取扱要綱に規定されております要件を満たしておりますことから、同規則第25条第1項の規定によりまして、その処理について、先の定例教育委員協議会において、教育委員の皆様と、要綱第7条の規定に基づき、ご協議させていただいたものでございます。本日は、その協議のとおり、審議を進めたいと思いますが、あらためて、その手順についてお諮りします。本請願につきましては、請願全体について、教育委員会事務局から概要報告を受けたのちに、担当課の見解を述べさせていただき、教育委員の皆様とともに審議いたします。その後、採決をとりたいと思います。
なお、同規則第25条第2項の規定に基づく、請願者の説明については、請願書に詳細に記載されておりますので、協議のとおり説明を求めません。ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 それでは、ご異議がないようですので、そのように進めたいと思います。それでは、大本課長補佐より、請願第1号の概要について報告願います。

【大本教育政策課長補佐】 ただいま議題となりました請願第1号 府立知的障がい支援学校新設と府立八尾支援学校の改築に係る要望についての請願の件について、概要報告をさせていただきます。

本件は、令和8年6月26日に受理した請願につき、八尾市教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、委員会に諮るものでございます。

請願者は、古井氏と他9名の連名での提出でございます。

請願内容につきましては、三点ございます。一点目、中河内地域に新たな府立知的障がい支援学校を設置すること、二点目、府立八尾支援学校の改築等を行うこと、三点目、安全・安心の教育環境整備のため、大阪府において予算化を早急に行うこと、以上三点を大

阪府知事と大阪府教育庁に要望することであります。請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございます。請願に関する概要報告については、以上でございます。

【浦上教育長】 次に、請願第1号についての見解を牧野教育政策課長から説明願います。

【牧野教育政策課長】 「府立知的障がい支援学校新設と府立八尾支援学校の改築に係る要望についての請願の件」につきまして、見解を申し上げます。

本市教育委員会としましては、大阪府教育庁に対してこれまでも、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育のさらなる充実について、機会をとらえて要望してきたところであります。八尾支援学校は、基本的には大阪府の施設であります。本市の子どもが多数通う施設であることを踏まえ、本市教育委員会としましても、子どもの安全確保や学びの保障の観点から、教育環境の整備は重要であると認識しております。以上が、請願における見解でございます。よろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいま、請願第1号への見解説明がございました。委員のみなさまから質疑等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【水野委員】 請願が出てきたということで、その内容に書いてあることというのは一定理解できるかなと思っています。ただ八尾市教育委員会なので、もちろん府の教育庁が関わることで、八尾支援学校を造るといようなことは基本的には府の教育委員会、教育庁の所管になりますが、そこ八尾市との関係というのはどんな感じになるのでしょうか。

【牧野教育政策課長】 もちろん、設置自体は大阪府の施設であるということになりますけども、一部見解でも申し上げましたとおり、八尾市の子どもが多数施設に通っているという状況を認識しますと、そういったことの必要性については、八尾市としても大阪府の教育委員会、教育庁に対して、申し立てていく必要があるのかなというふうに考えている次第でございます。

【水野委員】 支援学校というのは、通う子どもの支援だけではなく、地域の小中学校にも出向いてきてくださっていますセンター校という機能があります。ですから、そういった意味では本市の子どもたちの支援、まあ間接的ではあるんですけども、非常に影響を受けているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

【牧野教育政策課長】 ご指摘いただきましたとおり、支援学校に通う生徒の居住地の学校交流といったことや、支援学校の先生方に学校訪問していただくなど、実際の生徒が住んでいる居住地の学校との繋がりということも重視していただいていることも認識しています。

【水野委員】 そういう意味では八尾市にとって八尾支援学校は非常に重要な位置づけだということで理解しました。ありがとうございます。

【浦上教育長】 他はいかがでしょうか。近田委員どうぞ。

【近田委員】 質問ではないのですが、やはり、大阪府の責任においてなされることに対しても、八尾市は大きな存在だと思うので、八尾市の教育に携わるものとしてしっかりと意見を上げていくというのはとても大切なことだと思います。中身も見ましても、もっともだというような現実と、要望の内容、マッチしておりますので、ぜひとも、今おっしゃられているとおり、要望を挙げていただくということは良いことだなというふうに感じました。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他委員の方、いかがでしょうか。澤田委員どうぞ。

【澤田委員】 今、水野委員や近田委員がおっしゃられたことと同じなんですけども、八尾の支援学校の先生方は、八尾の小中学校に定期的に巡回指導で、来ていただいたりということも現実としてあります。だから府の施設なのですが、八尾の子どもたちがたくさん関わってもらっているという観点でも、要望していくということは大切かなというふうに思っております。以上です。

【浦上教育長】 どうもありがとうございます。他はどうですか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 私もこれまで公私にわたって、何回も八尾支援学校の方にお邪魔したことがございます。本当にこちらに書かれている内容が深刻であるということも見てきましたし、保護者の方からお話を伺ったこともございますので、こういったところの要望を出すというのは大事であるというふうに思っております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他に質疑ございませんか。ないようでしたら、要綱第7条の規定により採決に移らせていただきます。委員のみなさま、これまでの見解説明と質疑等を包括的に捉えてお考えいただき、採決をお願いいたします。

請願項目につきまして、これまでの事務局からの見解説明と、質疑や委員のご意見等を総合的に判断しまして、請願第1号につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、請願第1号「府立知的障がい支援学校新設と府立八尾支援学校の改築に係る要望についての請願の件」については、採択とすることに決しました。今回の採決を受けまして、事務局にて請願内容を整理した後、八尾市教育委員会としましては、大阪府教育庁に対し、請願に係る要望書を提出することといたします。

なお、教育委員のみなさまには、追って、要望した内容をご報告させていただきますのでよろしくお願いします。

また、請願者の方へは、後日、大阪府教育庁へ提出した要望書の内容をお伝えさせていただきます。

では、大本課長補佐は自席へお戻りください。

【浦上教育長】 それでは、次の審議に入らせていただきます。請願第2号「市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超える学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求める請願の件」について、審議いたします。川口参事は前の席へどうぞ。

請願第2号「市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超える学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求める請願の件」について、審議いたします。それでは、先に請願の取扱いについて、お諮りさせていただきます。

令和8年7月3日に提出されましたこの請願第2号につきましては、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取扱要綱に規定されております要件を満たしておりますことから、同規則第25条第1項の規定によりまして、その処理について、先の定例教育委員協議会において、教育委員の皆様と、要綱第7条の規定に基づき、ご協議させていただいたものでございます。本日は、その協議のとおり、審議を進めたいと思いますが、あらためて、その手順についてお諮りします。

本請願につきましては、請願全体について、教育委員会事務局から概要報告を受けたのちに、担当課の見解を述べさせていただき、教育委員の皆様とともに審議いたします。その後、採決をとりたいと思います。

なお、同規則第25条第2項の規定に基づく、請願者の説明については、請願書に詳細に記載されておりますので、協議のとおり説明を求めません。委員のみなさま、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 それでは、ご異議がないようですので、そのように進めたいと思います。それでは、牧野教育政策課長より、請願第2号の概要について報告願います。

【牧野教育政策課長】 ただいま議題となりました請願第2号「市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超えている学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求める請願の件」について、概要報告をさせていただきます。

本件は、令和8年7月3日に受理した請願につき、八尾市教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、委員会に諮るものでございます。

請願者は、八尾の教育を考える市民会議代表の服部氏と馬場野氏の連名での提出でございます。

請願内容につきましては、市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超えている学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求めることであり、請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございます。請願に関する概要報告については、以上でございます。

【浦上教育長】 続きまして、請願第2号についての見解を、川口参事の方から説明願います。

【川口参事】 「市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超えている学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求める請願の件」につきまして、見解を申し上げます。

本市におきましては、国や府の基準を超えた学級編制を行っている実態はありません。なお、市独自の教員の配置については財政面・人材面等で課題があると考えております。今後も、国の方針や動向を踏まえ、適切に対応してまいります。引き続き、国や府へ定数改善を要望してまいります。

以上が、請願における見解でございます。よろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいま請願第2号の見解説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【水野委員】 子どもたちの学びをどう保障していくかというのは、本当に大事な問題であり、私もかつてスクールカウンセラーをさせてもらっていましたが、八尾市の学校は加配をとっていただいたり、生徒指導の先生方の勤務の時間数を少し調整していただいたり、かなり現場レベルで工夫をいただいているように捉えていました。結局のところ教員の数が増えないと何ともいえるところもあると思います。先ほど国の方に要望というふうにおっしゃっていましたが、もし可能であれば、どんな要望を具体的にされているのかということをご説明いただけると大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

【川口参事】 大きく2つ要望しているような形になります。定数改善という形で、まずは今回もありましたように、35人学級というのを、現在は中学校1年生まで対応している状況ですが、中学校2年生、中学校3年生につきましてもそういった形で改善をしていくということ。さらに、この定数改善に関わる学級数に応じた教職員の数を増やしていくというようなことをそれぞれ要望しております。

【水野委員】 子どもの在籍数によって非常にばらつきがあるというか。つまり70人か71人かで、クラス数をどうするかという話で、定数の基準を35人で維持するという要望によって、教員配置が増えていくという理解でいいですか。

【川口参事】 委員ご指摘のとおり、35人という数で割っていくというのを、今、中学校2年生、3年生は40人で割っておりますので。これを35人にさせていただくと学級数が

増え、その学級数に応じて教職員の数が対応していますので、結果として教職員が増やした形で配置できるという形になります。

【水野委員】 引き続きその要望は、しっかりやっていただけるように。色々ご苦勞があると思いますが、よろしくお願いします。以上です。

【浦上教育長】 他はいかがでしょうか。今、川口参事が担当課として国や府の方には定数改善を要望しているということなのですが、私も大阪府の都市教育長協議会が年間5回ほど会があります。そこでちょうど今、大阪府と国の方への要望事項を整理している時で、今週の金曜日がそのまとめに入ります。令和8年度の分ちょっと読ませてもらいます。多分、令和9度分も同じ中身になると思いますが読みます。

特別支援教育について、交流および共同学習においても、その目的を踏まえ、障害のある児童生徒に対する教育を低下させることがないように、交流学級において、いわゆる通常学級と、まあ支援学級に在籍している子どもたちが共に学ぶ交流学級において、においても、30人以下の学級とし、きめ細やかな指導が受けられるように、教育、教員の配置を行うなど、十分な体制整備を講じられたいと、国の方に要望しております。請願者のお気持ちもよくわかる立場として、私なりに大阪府の都市教育長協議会の中で国の方にあげておりますので、それも合わせてお伝えしておきたいなと思います。以上です。

【水野委員】 教育長ありがとうございます。特別支援教育の文脈においても定数改善、つまりその交流学級で、今学びが非常に対話的で深い学びになっている中で、交流学級で入ったお子さんが戸惑いが少ないように、要望していただいているということで、安心いたしました。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。近田委員どうぞ。

【近田委員】 八尾市においても、とりあえず、先生の数が少しでも潤沢になってという要望を色々な場面でしていただいているということでしたが、今回の要望で「ダブルカウント」という言葉を使って強く要請してくださいということとのズレはないですね。

結局、ダブルカウントであれそうでなかれ、潤沢に先生方がきっちりと配置されていくというようなことを八尾市では包括的に要望しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

【川口参事】 委員ご指摘のとおり、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 他に質疑等はありませんか。ないようでしたら、要綱第7条の規定により採決に移らせていただきます。委員のみなさま、これまでの見解説明と質疑等を包括的に捉えてお考えいただき、採決をお願いいたします。

請願事項につきまして、これまでの事務局からの見解説明と、質疑や委員のご意見等を

総合的に判断しまして、請願第2号につきましては、不採択とすることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、請願第2号「市内公立小・中学校で国の学級定数基準を超える学級が直面している課題の具体的な対応・改善とダブルカウント実施で国の基準を超える学級の解消を求める請願の件」については、不採択とすることに決しました。では、川口参事は自席へお戻りください。

それでは次の審議に移ります。議案第14号「令和8年度教育委員会の点検及び評価に関する件」について審議いたします。提案理由の説明を牧野教育政策課長よりさせていただきます。では、提案理由を説明願います。

【牧野教育政策課長】 それでは、議案第14号「令和8年度教育委員会の点検及び評価に関する件」について、ご説明いたします。

令和8年度八尾市教育委員会点検・評価報告書の冊子をご覧ください。

本件は、「教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第5号」の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項」の規定に基づき、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表する必要があるため、本案を提出するものです。

それでは、本年度の点検・評価報告書について、概要をご説明させていただきます。3ページをご参照願います。「評価の対象年度」は、「八尾市教育振興基本計画（後期計画）」の進行管理の1年目にあたる令和7年度分となります。「評価の方法」としましては、教育委員会事務局が自己評価した内容をもとに、教育長及び教育委員の皆さまで点検及び評価を行ったのち、学識経験者の知見も活用しながら、点検・評価を行い、報告書を作成してまいりました。なお、「学識経験者」につきましては、昨年度と同様に、京都女子大学発達教育学部教授 森久佳氏、和歌山大学教育学部教職大学院准教授 宮橋小百合氏にお願いをいたしたところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。4ページから7ページには、教育委員会の構成や活動状況を記載しております。

次に、8ページをお開きください。8ページから10ページの「3 八尾市教育振興基本計画の進行管理」では、4つの基本方針、13の施策、63の事務事業を一覧に整理しております。

次に、施策及び事務事業の実績シートの見方についてご説明いたします。12ページをお開きください。「①施策の実績評価」では、基本方針ごとに、「令和7年度における主な取り組みの方向性」を記載し、それを受けて、施策ごとに取り組みを進めた結果としての「主な取り組みや成果」、「課題」、そして、その内容を踏まえた「今後の展開」を記載しております。報告書の様式については、昨年から一部変更を行っており、主な変更点と

しては、施策の実績評価の様式について、施策ごとに「事務事業番号と名称」「キーワード」を追記した点です。記載内容がどの事務事業のことを指すのかがよりわかりやすい表現となりました。なお、「参考指標」につきましては、施策の達成状況を測る物差しとして施策ごとに設定しており、基準値として令和5年度の実績値、令和7年度の計画値及び実績値、また、令和10年度の目標値に対する達成度を記載しております。

次に、13ページをお開きください。「②事務事業の実績」では、事業ごとに、令和7年度実績を記載しております。なお、報告書では、46ページから60ページに記載しておりますので、施策の実績評価を行う上でのご参考としていただきますようお願いいたします。

続きまして、14ページから45ページの施策の実績評価について、令和7年度における主な取り組みを中心にご説明いたします。

まず、「基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します」は、14ページから26ページに掲載しております。17ページの「施策1-2 確かな学力の育成」では、言語活動の充実のため、学校司書のモデル配置を継続して実施し、学校図書館の活用を進めることで、調べ学習や新聞を活用した取り組みを推進しました。

また、すべての小学校・中学校にALTを配置し、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語教育を推進し、スピーキングコンテストの実施により、実践的な英語力の育成を図りました。

続きまして、20ページの「施策1-3 豊かな心の育成」では、子どもたちの持続可能な活動環境の整備と教職員の負担軽減をめざし、中学校の部活動改革に向けて、休日における「地域展開」のモデル事業として、サッカー、軟式野球の2種目に加えて、民間施設も活動場所として利用することで、バドミントン、ダンス、ボウリング、演劇の4種目を実施しました。

続きまして、23ページの「施策1-4 健やかな体の育成」では、小学校及び中学校の給食費の無償化を1年間延長し、物価高騰による子育て世帯の経済的な負担軽減を図るとともに、児童生徒の成長に必要な栄養価や摂取量を確保した給食の提供を行いました。

続きまして、「基本方針2 学びを支えるセーフティネットを構築します」は、27ページから32ページに掲載しております。まず30ページの「施策2-2 教育相談および教育支援体制の充実」では、不登校児童生徒の早期発見・早期支援に向けて、生徒指導主事など校内の不登校児童生徒支援の主たる担当者を中心とした校内支援体制の構築や不登校児童生徒支援の手引きの配付等による市内の好事例の共有、学校内外の居場所づくり等の多様な支援により、不登校児童生徒が減少傾向となりました。また、不登校や問題行動等の課題解決にあたり、特に福祉分野の専門家として需要が高まっているSSWを配置型、派遣型で配置し、ケース会議や教職員研修等、配置校における生徒指導体制の充実、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークの構築等、子ども・保護者への支援体制の充実を図り、SSWの継続的な支援によって少しずつではありますが、好転するケースもあり、不登校児童生徒の課題改善、社会的自立に繋がりました。

続きまして、「基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます」は、33～35ページに掲載しております。33ページの「施策3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」では、市内10館のコミュニティセンターを活用した地区生涯学習推進事業の定期講座をはじめとした各種講座を開催し、市民の多様な学習

機会を創出しました。

続きまして、「基本方針４ 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくりま
す」は、36 ページから 45 ページに掲載しております。37 ページの「施策４－１ 教育環
境の整備・充実」では、ＩＣＴを活用した効果的な授業づくり研修等の実施により、教員の
授業力の向上に努めることで、「児童生徒のＩＣＴ活用を指導できる教員の割合」について計
画値を上回りました。また、小規模特認校の施設・活動見学会やチラシの配布等、様々な機
会を通じて、制度や教育内容を周知することで、令和８年度の入学につなげることができま
した。以上が施策の実績評価についての説明となります。

続きまして、学識経験者の総評について、その概要を説明いたします。61ページをご覧
ください。総評の構成としましては、１．はじめに、２．八尾市教育振興基本計画の進
行管理について、３．教育委員会の活動について、４．全体を通しての４つに整理して記
載しております。報告書61ページの１．と２．にて、今回の報告書の進行管理として、４
つの基本方針に沿って、それぞれの取組内容においては、指標が達成できていることや内
容に妥当性があることについて、大まかに一通りの説明をいただいております。

その上で、報告書63ページの「３．教育委員会の活動」についてご説明します。ここ
では、昨年度の講評で示された２つの点に即して、令和７年度の点検・評価に関する講評を
いただいております。

１点目は、認知能力に加えて、非認知能力も含めたより広範かつ総合的な見地から、児
童生徒の育成を図る取り組みについてです。この取り組みとして、施策１－３の１－３－
１「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」や施策４－４の４－４－３「家庭教育学級事
業」が実施されており、また、教育委員の活動としても非認知能力講演会が開催されるな
ど、次年度以降も継続して展開していくことが期待されると評価をいただいております。

２点目は、小規模校への対応についてです。施策４－４の４－１－３「学校適正規模等
推進事業」において、小規模特認校の施設・活動見学会の実施やチラシ配付によって、令
和８年度の入学につなげることができたこと。一方で、事業目的である小規模化の解消に
は至っていないことや、小規模な教育環境を重視する保護者ニーズと制度導入の趣旨とは
必ずしも一致しない理由が課題として示されている。こうした様々な要因が関連するなか、
教育委員会として、前年度に示された課題を念頭においた取り組みをできる限りのかたち
で実施・展開していることに評価をいただいております。

最後に、64ページの「４．全体を通して」では『報告書は、「主な取り組みや成果」、
「課題」、「今後の展開」の区分けだけでなくそれぞれの内容も一層明瞭に記述されるよ
う、記載形式が大きく改善され、施策と事業の関連性や各事業のポイントがさらに明瞭に
示されるようになった。このため、教育行政施策の展開と実施、さらには改善に向けたＰＤ
ＣＡサイクルの営みが、より充実して展開している様子を本報告書から読み取ることがで
きる。また、教育行政の主体として説明責任を果たす委員会の姿勢も、今回の報告書にお
いて一層明確になったといえる。一方で、施策における参考指標については、施策自体を
直接評価するのが難しいものもあった。この点については、施策の評価に際してより一層
妥当な指標の設定と活用に関して継続的な検討の必要性を感じた』との評価をいただきました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜ります

ようお願いいたします。

【浦上教育長】ただいま詳細にわたって説明をしていただきましたが、これは6月から各委員の方々に何度も目を通していただき、ご意見を頂戴し、そして大学の先生にも見ていただき、修正を重ねに重ねた結果、本日この冊子になったと思います。

今日、各委員の方々には今までもご意見を頂戴しておりますので、全体を通して見ていただき、好評のような形で各委員の方々に一言ずつ言っていただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。近田委員どうぞ。

【近田委員】大変な中、整理していただいたとっております。全て間違っことは何も書かれていません。ただ、全てを書き込むこともできませんし、またその成果と課題が微妙に相反するというような項目も、なきにしもあらずだと思います。

少し具体的に言いますと、4－1－3の学校適正規模等推進事業のところの成果で見ると、令和8年度の入学に繋げることができたと言っているのですが、課題のところでは小規模化の解消には至っていない。こういう微妙なところがたくさんあるのは現実だと思います。そういったところにまだまだ我々が見つけなければならない、評価できる部分も課題も隠れていると思いますので、それらの発掘をどんどん今後も、全てにおいて見つめ直し、出来上がって終わりではなくて、また来年度、再来年度に向けて我々も見えていかなければならないなと自分自身痛感しております。以上です。

【浦上教育長】ありがとうございます。他、いかがでしょうか。水野委員どうぞ。

【水野委員】5月、6月と本当に事務局の皆様には、丁寧に作成をいただき、教育委員として読ませていただき、意見を申し上げ、一つひとつ丁寧に対応いただき誠にありがとうございます。

点検・評価というのはどこの自治体や組織も必要で、それが指標という形で示さなければならないので、その指標がやはりカウントできるもの、人数とか参加率などになってしまいますので、心が動いたみたいなことは中々指標になりにくいということもあるかと思います。それはそれでとても大事なことはあるのですが、やはりそれをどう価値づけるかだと思います。先ほど近田委員も言われましたが、やはり特認校など作って色々やっていたら、それぞれの特色があって、その教育の質の向上などに資するものがあると思います。それが、入学者という数だけで指標として良いのかということは個人的に色々思うところではありますが、学識の先生方も指摘されているように、概ね外部評価で一応ゴーサインが出たということで、本当に教育委員会の皆様、学校現場の先生方に感謝したいと思います。

指標をどうしていくか。PDCAと言いますが、プランの前にアセスメントのようなものが必要だと思うので、そういうことでまたPDCAサイクルを繰り返し、評価のための評価に陥らないと思いますが、そういうことも私自身、所属組織ではいつも考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。本当に分かりやすくなったということは本当に良かったと思います。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 大変な作業、お疲れ様でした。ありがとうございます。中身についても各委員のおっしゃった通りだと思います。私からは、令和7年度の、昨年出された点検評価報告書と見比べてみても、非常に見やすくなっていると感じました。各事業に分けて書いていただいているということで、こうしたところを目にして、理解しやすく、分かりやすくするというのも非常に大事だなと改めて思っております。

私も何度か読ませていただき、今後への課題というところも、改めて認識することができましたので、また来年に向けてよろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第14号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第14号「令和8年度教育委員会の点検及び評価に関する件」について、原案どおり可決いたしました。では、牧野課長は自席へお戻りください。

【浦上教育長】 次の審議に移ります。議案第15号「八尾市立学校の管理運営に関する規則の一部改正の件」について審議いたします。提案理由の説明を川口参事よりさせていただきます。川口参事は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【川口参事】 それでは議案15号「八尾市立学校の管理運営に関する規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決をお願いするものです。

提案の理由ですが、学校現場における主務教諭の配置に対応するため、本案を提出するものです。近年、教員一人ひとりの意欲と資質・能力を向上させ、多様な機関や人材と連携し、組織的に対応していく重要性は増しております。こういった教育を取り巻く状況の変化に伴い、国は令和7年6月18日に学校教育法の一部を改正する法律（法律第68号）を公布し、令和8年4月1日から主務教諭の職を新設する規定を施行させました。さらに、同年8月28日に学校教育法施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から主務教諭に関する詳細な規定を施行させております。

特に、大阪府は、学校内外との連携・調整機能の充実および経験年数の少ない教職員へのサポート機能の抜本的な強化を図るため、令和9年4月1日より主務教諭制度を導入する方針を打ち出し、今後段階的に府内の学校に配置していく予定であると聞いております。

本市におきましても、大阪府の主務教諭の設置に対応し、学校内における教育活動に関する総合的な調整を強化し、より効果的な校務運営体制を構築することが必要となっております。

り、本規則改正を行うものとなります。

では、改正規則（案）および新旧対照表をご覧ください。本改正は、主務教諭制度に対応するため、第3条の2に主務教諭（指導専任）の規定を加えるとともに、第3条の6、第3条の7、第4条の3、第4条の4の各関連規定を整備するものです。主務教諭は学校教育法で既に規定されている職であるため、改めて「設定する」という規定を新設するのではなく、関係する条項に主務教諭等を追加することで、本市として当該職を設置することを明示いたします。詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。なお、施行日は、令和9年4月1日としております。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員のみなさま、何か質疑ございませんでしょうか。

【水野委員】 国の主務教諭ですね、先ほど言われたようにコーディネーター的な仕事や、若手の意欲を高めたりという非常に重要な役割であり、国で決めたことを八尾市の方でも規定を合わせるという理解でよろしいでしょうか。

【川口参事】 委員ご指摘のとおりでございます。

【浦上教育長】 他はいかがでしょうか。学管規則の改正は主務教諭の位置づけによりこの度行われるので、主務教諭って一体学校現場で何をする役割があるのかをもう一遍確認しておきたいんです。川口参事どうぞ。

【川口参事】 特に学校内外との連携・調整機能の充実および経験年数の少ない教職員へのサポート機能の抜本的な強化を図るために、主務教諭の設置という形で考えております。

【浦上教育長】 そういう役割があるんですけども、その点に関して何か質問あればお願いします。澤田委員どうぞ。

【澤田委員】 主務教諭と指導教諭は、どう違う立場になるのか教えていただけたらと思います。

【川口参事】 まず指導教諭と言いますのは、教諭からは一つ職階は上がりまして、校内での指導的な立場、さらには市内での模範的な立場ということで研究授業の公開、研修の講師として活躍いただきます。市の教員の指導的・模範的な立場を担う教諭ということになります。一方で主務教諭と言いますのは、校内での色々な校務分掌の中で、主担的な立場を担うということで、調整であったりリーダーシップを図って、校内の円滑な運営のために力を発揮していただく立場になるという違いになります。

【浦上教育長】 他はどうでしょうか。

【近田委員】今おっしゃった役割のところって、首席の先生方とかぶるところはもちろんある中で、協力してさらにお願いしますというようなイメージで良いのでしょうか。それとも首席の先生はもうその仕事は主務教諭に任せるというイメージになるのでしょうか。

【川口参事】イメージとしましては、首席・指導教諭も同じ職階にあたりまして、管理職とのパイプ役という形で、教諭と管理職の間に立ち校長・教頭の意思決定をスムーズに図るというような運営でご活躍いただくことになります。一方で主務教諭というのは、少し重なりますが現場の教諭の中でのリーダーとして、校務分掌の中でのスムーズな運営に携わっていただくという形になっています。

【近田委員】首席の先生も当然そのようなお仕事はあります。そこで「これは君の仕事だからね」って、本来首席の先生がやられる、教頭先生、校長先生も当然やるのだけど、主務教諭の立場として君も重く考えてやってね、協力してやってねというイメージですよ。すみません、ちょっとイメージがわかんとな手が挙げにくいなのがあります。

【川口参事】委員ご指摘の通り、首席と主務教諭はもちろん学校運営していく上で重なる部分もありますし、協力していくという形はありますので、何か別でということではなく、協働・協力して学校運営していくという形になります。

【浦上教育長】他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第15号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】異議なし。

【浦上教育長】全委員異議なしと認めます。よって、議案第15号「八尾市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について、原案どおり可決いたしました。太田副教育長、川口参事は自席へお戻りください。

【浦上教育長】次に、議案第16号「令和9年度使用 八尾市立中学校教科用図書の採択に関する件」、議案第17号「令和9年度使用 八尾市立小学校教科用図書の採択に関する件」及び議案第18号「視覚に障がいのある児童・生徒に対する「拡大教科書」の採択に関する件」について類似議案となるため、一括で審議したいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

【全委員】異議なし

【浦上教育長】全委員異議なしと認めます。よって、議案第16号、議案第17号及び議案第18号については一括審議することといたします。塚本教育監、山本学校教育推進課長は前の席へどうぞ。では、提案理由を山本課長より説明願います。

【山本学校教育推進課長】ただいま議題となりました議案第16号「令和9年度使用 八尾市立中学校教科用図書の採択に関する件」及び議案第17号「令和9年度使用 八尾市立小学校教科用図書の採択に関する件」及び議案第18号「視覚に障がいのある児童・生徒に対する「拡大教科書」の採択に関する件」につきまして、ご説明申し上げます。

本3件については、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、次のとおり委員会の議決を求めるものです。

提案の理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和9年度使用八尾市立 小学校及び中学校教科用図書を採択するとともに、市内小中学校に在籍する児童・生徒が必要とする拡大教科書について、学校教育法附則第9条に基づく教科用図書として承認いただきたく、本案を提出する次第です

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【水野委員】 検定を受けた教科書を、教育委員会の方でお世話になりながら採択をして、今使っておられるんですが。学校現場から特にこの教科書についてですね、何か不満とか、そういうものは無いというふうに捉えてよろしいでしょうか。

【山本学校教育推進課長】 使用に際しての不備ということについては、特にございません。教員の研修、また授業の学びをスムーズに進めていただけているというふうに報告を受けております。

【浦上教育長】 他委員さんいかがでしょうか。藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 拡大教科書についてなんですけれども、今現在市内の子どもたちで何名が使用しているか、お聞きできればと思います。

【山本学校教育推進課長】 現時点ということでございますが、小学校で3名使用をしております。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第16号、議案第17号及び議案第18号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第16号「令和9年度使用 八尾市立中学校教科用図書の採択に関する件」、議案第17号「令和9年度使用 八尾市立小学校教科用図書の採択に関する件」及び議案第18号「視覚に障がいのある児童・生徒に対

する「拡大教科書」の採択に関する件」について、原案どおり可決いたしました。では、山本課長は自席へお戻りください。

【浦上教育長】次に、議案第19号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命（一部改選）の件」について、審議いたします。提案理由の説明を堂國人権教育課長よりさせていただきます。堂國課長は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【堂國人権教育課長】 続きまして議案第19号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命（一部改選）の件」につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、9月に今年度第一回目の協議会を開催するにあたり、2年間の任期中に、人事異動等に伴い、変更となった委員の後任として補欠の委員を委嘱・任命する必要があるため、本案を提出する次第でございます。お配りしております資料「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）」をご覧ください。本連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うもので、八尾市立学校の代表者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、学識経験者、市の関係課職員の委員20人以内をもって組織いたします。

このたび、備考欄に旧委員の名前を記載している方、5人の委員を補欠の委員としてご提案するものでございます。補欠の委員の任期につきましては、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、令和8年7月22日から令和9年12月21日まででございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員のみなさま、何か質疑ございませんでしょうか。

【近田委員】 この八尾市いじめ問題対策連絡協議会の役割について今簡単に説明していただいたんですが、もう一度具体的な活動内容等、どのような活動で、この委員会はどういう権限があるのか、もし具体的になにかあれば教えていただけたらありがたいかなと思います。

【堂國人権教育課長】 本協議会では、いじめに関する法的な理解や八尾市におけるいじめの現状、また本市におけるいじめに関する取り組み等、各種団体や関係機関とまず共有をしております。また本協議会における議論を踏まえまして、学校だけではなく関係機関とも連携しながら、それぞれの専門性や役割を活用しながら対策を進めていくとともに、いじめの未然防止、早期発見に関する取り組みなども各種団体等でも共有いただきながら、

地域も含めて連携した効果的な取り組みの推進を図っていくということで本会議を開催しております。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第19号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第19号「八尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命（一部改選）の件」について、原案どおり可決いたしました。では塚本教育監・堂國課長は自席へお戻りください。

6 {その他}

【浦上教育長】 続きまして、次第の6、その他についてですが、事務局から何かありますか。

【事務局】 ありません。

【浦上教育長】 ないようですので、以上をもちまして、7月の定例教育委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。